

公 表 第 4 号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成22年 3月26日

久留米市監査委員	島 原 修 一
久留米市監査委員	大 脇 久 和
久留米市監査委員	八 尋 義 伸
久留米市監査委員	本 村 英 幸

# 財務監査及び事務監査報告

## 第1 監査の対象及び期間

対象部局等	課等内訳	期間
総務部	総務課、生活安全推進室、情報政策課、 人事厚生課、行政改革推進課、能力開発室、 財産管理課	平成22年 1月 7日 ～ 2月26日
出納室		平成22年 1月 7日 ～ 2月26日
市民部	総務、納税課、税収納推進課、市民税課、 資産税課、市民課、耳納市民センター、 筑邦市民センター、上津市民センター、 高牟礼市民センター、千歳市民センター、 市民活動振興室、市民相談課、消費生活センター、 男女平等政策室、男女平等推進センター、 人権・同和対策室、隣保館、人権啓発センター	平成22年 1月18日 ～ 2月26日
固定資産評価審査委員会		平成22年 1月18日 ～ 2月26日
健康福祉部	総務、地域福祉課、健康保険課、医療・年金課、 障害者福祉課、長寿介護課、保護課 〔保健所〕 総務医薬課、衛生対策課、保健予防課、健康推進課	平成22年 1月27日 ～ 2月26日

## 第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成21年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、旅費、食糧費、時間外勤務手当、自動車借上料、賃金、補助金、契約事務等を重点項目として実施するとともに、近年、公正で能率的な行政の確保に対する社会的な関心が一段と高まってきている中、行政の組織、人員、事務処理方法その他の行政運営全般についても、その「経済性、効率性及び有効性」の観点から監査対象として位置付けた。

## 第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

## 事務監査

### 〔総務部・市民部・健康福祉部〕

各部とも、すでに次期行政改革行動計画の作成作業に入っているが、新行政改革行動計画(平成17～21年度)の最終年度に当たっての5年間の取組の総括に関しては、単なる進捗状況や計数面での整理だけでなく、市民の視点に立ったサービスの充実・効果などの面での成果について、また、行革項目設定としての適切さ、目標の定め方そのものの問題、あるいは実施における不具合などの反省点についても十分な精査を試みるなど、いろいろな角度から掘り下げた分析を行い、それらを次期行動計画へ適切に反映するよう取り組まれない。

特に総務部においては、進捗状況の管理や計数の取りまとめのみならず、行政改革の総括所管部局として、多面的な方向から行動の成果と反省点を丁寧に総括し、かつ、必要な分析を行い、その結果を踏まえた上で、次期行動計画へ適切に反映させるよう取り組まれない。

### 〔総務部・市民部〕

新規採用職員の人事異動は10年間で3か所の部局という方針で行われているが、3年前後での異動となると、その期間にわたって職務知識等の向上を図りつつ人材を育ててきた職場の努力が報われない状況も生じうる。特に税務部門や市民窓口部門あるいは小規模組織ではそのことが顕著に現れ、職場の業務執行体制に支障をきたすことにもなりかねない。

一定のローテーションは必要であり、経験年数等による職場の職員構成には十分配慮しながらの人事異動に努められていると考えるが、人材育成の観点及び職場の実情にもより深く留意して、極力柔軟な対応ができるよう考慮されたい。

### 〔総務部〕

- 1 組織体制の見直しに関しては、この1年の間に、広域消防、消防団、防災、生活安全等に関する災害・危機管理体制構築、財団法人の新公益法人制度対応並びに旧市及び合併4町区域におけるコミュニティ施策推進など様々な課題が生じ、それらに対応するための組織、人員、権限等について見直す必要に迫られている。また、政権交代による政治状況の大きな変化に伴う公共事業の仕分けや政府への陳情方法の変更等により、市の対応方法に関しても見直す必要が生じている。

このような変化にも柔軟かつ迅速に対応することができ、効率的で効果的な事務事業を運営できるよう、望ましい組織の形態については絶えず検証等を行いつつ、市民サービスが低下しないような行政組織の構築と維持について、一層研究努力されたい。

- 2 各財団法人は、新公益法人制度の施行により、平成25年11月末までに公益財団法人に移行するか一般財団法人に移行するかの選択をせまられている。

公益を目的とする事業比率が2分の1以上などいくつかの基準に該当し、公益認定審査会から公益財団法人として認定されなければ、一般財団法人となるほかないが、そうなった場合に、市は、財政支援や人的派遣等について今まで同様の関与ができるのか、他にどのような問題が生じるのかなどについて十分把握し、制度改革に関する問題認識を深め、課題を整理して早目の対応を図られたい。

一部の課で所管する財団法人においても、理事、職員及び組織統合など解決すべき課題が山積して

いるので、多角的な視点から検討を行い、より適切な組織のあり方に向け、速やかに取組を進められたい。

#### 〔 市民部 ・ 健康福祉部 〕

補助金等によって運営される任意団体の事務局を各課で担当しているもののうち、一部の任意団体の決算や決算見込みにおいて、事業費と比べ多額の繰越金が発生しているものが見受けられるので、精算をするか、事業の充実を図るか、又は補助率(額)のあり方を見直すなど、適正な繰越金の水準となるよう必要な措置を講じられたい。

#### 〔 市民部 〕

- 1 市民センター多目的棟は、当初建設計画5か所のうち3か所については財政状況等の影響もあり、現在まで15年以上も建設が延期されている。財政計画との連動が不透明なことによって計画が形にならないという轍を踏まないよう、市民センター多目的棟については財政計画と明確に連動させながら、基本計画の作成及び遂行に当たられるよう切に要望する。
- 2 証明書の自動交付に係る請求者識別カード(市民カード)の利用による各種証明書等の発行処理は、市民にとっては開庁時間にかかわらず証明書等を取得することができる利便性の高いサービスであり、また、窓口業務の軽減や効率化のためにも効果があるといえるので、現在設置されている西鉄久留米駅以外にも人が多く集まる可能性のある場所への設置も含めて、今後の展開については十分検討し、市民カードのより一層効果的な普及を図られたい。
- 3 納税お知らせセンター事業は、民間業者への委託によって一定の成果を上げているようだが、実際の催告効果や事業内容のあり方等については、費用対効果がより見える形となるよう分析に努め、その結果を今後の事業展開に当たって活用することを図られたい。

#### 〔 健康福祉部 〕

認知症による徘徊症状のある高齢者の家族に対し、徘徊中の位置を知らせる位置検索サービス補助制度を設けているが、2年続けて申請者がいない状況である。補助制度として、市民に対する制度PRの不足なのか事業内容の問題なのか、いま一度検証した上で、今後の推移も見ながら制度利用の活性化を図られたい。

#### 〔 審議会等事務 〕

規約において、委員の任期は当年度1年とすることが規定されているが、1年ごとに任命された事跡がないものがある。委員の任命権者に関する規定などに不備な点が見られるので、規約の内容自体についても検討されたい。

( 市民部 )

## 財務監査

### 〔現金等取扱事務〕

- 1 公衆電話取扱手数料(雑入)の収入事務において、公衆電話の利用額が少額の場合の受領処理を誤り、市に納入すべき手数料金額を誤っているものがある。 《修正済》 (市民部)
- 2 市税外現金領収簿に、収納印を押していないものがある。 (健康福祉部)

### 〔時間外勤務等命令事務〕

時間外勤務命令簿兼連絡票の勤務時間数の集計又は算定を誤り、支給すべき時間外勤務手当に不足が生じたものがある。 《追給済》 (総務部・健康福祉部)

### 〔臨時職員賃金支給事務〕

臨時職員の賃金を支払う際に、遅刻・早退の時間数を実際より少なく算定したことにより、賃金から減額すべき金額に不足を生じているものがある。 《戻入済》 (市民部・健康福祉部)

### 〔契約事務〕

- 1 契約保証金を免除する際に、当該契約締結起案文書に同保証金の免除理由及び適用条項が明記されないまま免除しているものがある。 (総務部・市民部)
- 2 特定事業者との随意契約で、その根拠について具体的な説明が不十分なものがある。 (健康福祉部)
- 3 契約書に、業務内容を示す仕様書が添付されていないものがある。 (健康福祉部)